

# 第1回彦根市入札監視委員会 議事概要

【日時】 令和元年5月27日(月) 午後2時から午後3時54分まで

【場所】 彦根駅西口仮庁舎 4階 4D会議室

【出席者】 委員：荒川委員長・西川委員長代理・石井委員・高田委員・藤委員

事務局：契約監理室（長野室長・奥村次長・荒北主幹・西林副主幹）

工事担当課：道路河川課（田中課長補佐、尾本主査）

建築住宅課（北河課長補佐、饗庭主任、池田技師）

都市計画課（古川課長、大林副主幹）

上水道工務課（藤田課長補佐、杉本係長）

文化財課（松宮課長、三尾係長）

【傍聴者】 なし

## 1 開会（荒川委員長）

※ 事務局から資料の説明を行った。

## 2 議事

### (1) 入札および契約手続の運用状況等について

ア 入札方式別発注工事等総括表

イ 入札方式別発注工事等一覧表

ウ 入札参加停止措置等の運用状況の一覧表

※ 事務局から、資料 1-1 資料 1-2 資料 1-3 に基づき、アからウまでを一括して説明した。（質問等はなし。）

### (2) 抽出案件の審議について

※ 事務局および高田委員から審議案件の抽出理由等について説明を行った。

- 対象期間の発注工事について、①契約金額が高額、②失格者が多い、③実質的に入札参加者が少ない、④落札率が高い、⑤短期間に複数の案件を1業者が落札しているという5つの視点で確認し、2つ以上該当した案件を抽出した。（高田委員）

※ その後、抽出事案説明書に基づき、個別案件 6 件の調査審議に入った。

## ① 「H30 大藪磯線道路整備工事(その 2)」について

**事務局** (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

**委 員** 資料には失格者の金額や、失格の理由である最低制限価格も示されていないので、示していただきたい。

**事務局** 本日の議題(3)で審議する予定であるが、最低制限価格について、現在非公表となっているため、お示しできない。

**委 員** 最低制限価格の設定には、一律の基準を設けているのか？

**事務局** 中央公契連モデルに合わせており、算定方法等も公表もしている。中央公契連モデルの算定結果に、独自の係数 $\alpha$ (案件ごとにランダムに変更)を乗じている。

**委 員** 失格者が多く、結果的に応札者が 1 者となっており、競争性がない。談合の疑いも視野に入れながら、過去何年かの同種工事の落札業者がローテーションになっていないか、また、予定価格および最低制限価格は、市場と比較して妥当な価格設定となっているのか、チェックしてほしい。

**委 員** 内部的に検討はしているのか？

**事務局** 予定価格および最低制限価格については、適正であると考えている。

**委員長** 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」とし、各委員からの要望事項については、今後検討していただくということで良いか？

**各委員** 異議なし。

## ② 「市営西沼波住宅解体工事」について

**事務局** (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

**委 員** 短期間に複数の案件を 1 業者が落札している点について、問題はないと考えているか？

**事務局** 技術者の数があれば受注は可能であると認識しており、市では、参加を制限し

ていない。

**委員** 過去に他団体で発生した不正のケースと落札状況が似ている。注視していただきたい。

**委員** 1つの業者が同時に複数の案件で落札しているという状態そのものは分かるのか。

**事務局** それは、確認できる。

**委員** そこまで注目していないのか？

**事務局** 例えば、何らかの事情で工事が完了できなくなったような業者が複数の案件を落札するような事態となれば、注視する必要があるが、現在のところ、そういった案件は承知していない。

**委員** それでは、工事が問題なく進んでいる限りは、複数の案件を同時に落札した業者について、注視することはないということか？

**事務局** 例えば工期延長が必要な場合は、変更契約を結ぶことになる。頻繁に変更契約するような案件については、特に注視しているが、これまで頓挫している事例はなかった。

**委員** 行政には、過去のデータがある。1業者の落札が続く傾向や、高額落札の傾向について、長いスパンで調べてほしい。

**事務局** 了解した。

**委員長** 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」とし、各委員からの要望事項については、今後検討していただくということで良いか？

**各委員** 異議なし。

### ③ 「荒神山公園野球場照明設備工事」について

**事務局** (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

**委員** 照明設備は新設か、更新か？

**都市計画課** 新設である。

**委員** ほ装や植栽を分離発注しなかった理由は何か？

**都市計画課** 既存の野球場の中に車両を入れて工事を実施するので、芝が剥がれたり、グラウンドがデコボコになる。既に供用済みの施設であり、できるだけ早く使用が再開できるよう、一括発注とした。

**委員** ほ装や植栽が少量なら問題視しないが、今回の案件では一定の規模がある。今回の対象期間内の工事案件でも規模の小さいほ装工事が多いのに、この案件で分離発注しないのは、発注機会の均等といえるのか？

**委員** 入札参加者が少ないのも、こういった工事が含まれているからではないか？

**都市計画課** 供用済みの施設であったため、できるだけ早く使用可能となるよう、工事のしやすさの観点から一括発注とした。

**委員** 全体の工期を早めるためだけでは、一括発注の理由にならない。野球場の安全性の確保の観点があるなら話は分かる。

**事務局** 「彦根市業優先発注等に係る実施方針」を昨年度策定した経緯もある。今後、各案件について、建築工事等契約審査委員会の中で検討したい。

**委員** 入札参加者が3者であった理由等はあるか。

**事務局** 要件が難しいというのではなく、全体的に参加者が少ない傾向にある。

**委員長** 市長への答申としては、「本件については、分離発注が可能な案件であり、今後は、案件ごとに分離発注が可能かどうか検討すること」を挙げてよいか？

**各委員** 異議なし。

#### ④ 「市立病院健診センター内装改修工事」について

**事務局** (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

**委員** 結果として応札者が1者であったことに対し、どのように認識しているか？

**事務局** この案件は一度入札を実施したが、予定価格超過であったため、仕様を変えて再度入札にかけたものである。

**委員** そもそも参加者が少ない理由はどのようなことが考えられるか？

**事務局** 建築工事については、民間の工事が盛況であり、業者がそちらに流れている傾向にある。

**委員** 工種が建築一式工事について、本件以外の工事も参加者が少ないようである。  
お互いに示し合わせて辞退しあうような傾向はあるのか？

**事務局** 保有する技術者の数を見て辞退されている。大手に話を聞くと、建築工事は現在盛況で官公庁工事に回ってこない傾向にあるとのこと。県内他市にも確認したが、多くの団体で同様の状況にあるとのことであった。

**委員** 13者が対象なのに競争が成り立っていない。競争性が確保されるように対応する必要があったのではないかと？

**事務局** 本件については、指名基準によると格付区分Dの業者が対象であったが、4者しかいなかったため、格付区分Cの業者を加え、指名業者を計13者とし、競争性の確保に努めた。

**委員** 本店が市内の業者のみとしたのか？

**事務局** 「彦根市建設工事入札参加者の格付および選定基準要領」に基づき対応したものである。

**委員長** 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」とし、各委員からの要望事項については、今後検討していただくということで良いかと？

**各委員** 異議なし。

## ⑤ 「H30 正法寺町配水管布設替工事(その2)」について

**事務局** (抽出事案説明書による入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

**委員** 失格者が多い。結果を見ると、参加者のうち最高額で応札した者を選んでいることとなっている。

**委員** 特殊な管ではなく、一般的に対応できる案件なので、予定価格をもっと安く設定できるのではないかと？

**事務局** 失格者の応札額を見ると、全者同じような金額となっているが、あくまでこれは競争の結果である。

**委員** 落札額との差はどの程度かと？

**事務局** 約30万円程度である。

**委員長** 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」として良いか？

**各委員** 異議なし。

### ⑥ 「H30 玄宮園護岸保存整備工事工事監理委託業務」について

**事務局** (抽出事案説明書による随意契約の概要等について説明)

<質 疑>

**委 員** 工事の発注先はどういった業者か？

**事務局** 市内の造園業者に発注している。

**委 員** 工事監理とは何か？

**事務局** 工事が設計どおりに進んでいるかなどの進捗管理を行うものである。

**文化財課** 本件については、発掘等の内容を踏まえ、考古学上の見地からも適切に実施されているかを確認する必要がある、また、その詳細について、記録を取る必要がある。

**委 員** 一般的にはこれくらいの額か？

**事務局** 工事金額の 20%程度である。

**委員長** 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」として良いか？

**各委員** 異議なし。

### (3) 予定価格および最低制限価格の公表について

※ 彦根市では、現在、予定価格については事後公表から事前公表への変更を、最低制限価格については非公表から事後公表への変更を検討していることから、本件に係る答申を受けるため、彦根市入札監視委員会条例第 2 条第 4 号(市長が必要と認める事項)の規定に基づき、議事に加えた。(事務局)

※ 事務局から、**資料 1-5** **資料 1-6** **資料 1-7** に基づき、予定価格および最低制限価格の公表に係る国の指針や県内の動向について説明した。

**委員長** 本日結論が出なければ、追って日程等を決め、審議することにした。

**委 員** 滋賀県も事前公表にした時期もあったが、多くの入札が抽選となった。

**事務局** 最低制限価格の事後公表については、他市に比べて遅れを取っている状況であり、市長・副市長からも公表する方向での指示を受けている。

**委員** 入札が終われば非公表にする理由がない。

**委員** 最低制限価格は、事後公表でよい。最低制限価格が公表されなければ、本委員会での議論も進まない。

**委員** 最低制限価格の算出に使用する係数「 $\alpha$ 」がケースによって異なるため、今後の同種工事の最低制限価格が安易に推測されることはないか？

**事務局** 推測されることはないと考えている。

**委員長** 最低制限価格の事後公表については異論がないようなので、そのように答申することとして良いか？

**各委員** 異議なし。

**事務局** 予定価格については、湖南省の事件も踏まえ、職員に対する予定価格を探る行為などを防ぐためにも、事後公表から事前公表に変更したいと考えている。

一方、国からは、弊害が生じたら、速やかに事前公表を取りやめ、事後公表に切り替えるようにとの通知がある。また、県内市町では、事後公表としているところが多い。金額等の状況に応じて事前公表を行う運用をしているケースもある。

**委員** 業者の積算スキルが格段に上がっている中、あえて危険を冒して金額を聞き出そうとするのか疑問である。事前公表でも事後公表でも弊害は同じである。

**委員** 事前公表とした場合、入札は1回とするのか？

**事務局** 1回である。

**委員** そうすると、事前公表の方が入札の運用は楽になる。

**委員** これまでは、仕様書を見て計算した設計額と、公表されている情報を頼りに予想した最低制限価格を比較して、入札額を決めるという流れで応札されていたと思う。予定価格を事前公表にすると、仕様書を見て計算するという行為の必要性がなくなる。昔は何もかも非公表であったが、近年公表する事項が増えてきており、公表する事項が増えると、それだけ事業者からの指摘も増えてくると思う。

**委員** 事後公表で運用を続けることに何か問題があるのか？

**事務局** 県内では、事後公表に切り替えた後、問題が発生し、事前公表に戻したというケ

ースもある。

**委員** 価格競争ではこういった問題が生ずるので、価格と技術点で評価する総合評価競争入札方式の制度がある。

**事務局** 低入札価格調査制度による総合評価入札方式への移行については、現在、運用等を検討している状況にある。

**委員** 事前公表と事後公表のメリット・デメリットをはっきりさせてから、検討したらどうか？

**委員長** 答申はいつまでに出せば良いか？

**事務局** 6月中旬頃にはお願いしたい。いただいたご意見を受け、早急に事前公表・事後公表のメリット・デメリットおよび他市への聞き取りをまとめたい。

**委員長** 委員に資料を送付していただき、各委員の意見を集約していただきたい。最低制限価格については、事後公表するように答申することとして良いか？

**各委員** 異議なし。

### 3 その他

※ 事務局から、次の2点を説明した。

- ① 次回の開催は、8月に予定している。
- ② 次回の審議案件5件程度の抽出は、西川委員にお願いする。

### 4 閉会

※ 契約監理室長挨拶